

官報 号外

平成九年五月十四日

○国第百四十九回 参議院会議録第二百四号

平成九年五月十四日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二十四号

午前十時開議

第一 放送大学学園法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第三 放送大学学園法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請假の件

一、環境影響評価法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

日下部信代子君から海外旅行のため来る十八日から十一日間の請假の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

げます。

平成九年五月十四日 參議院会議録第二百四号 請假の件 議事日程追加の件 環境影響評価法案(趣旨説明)

第一に、この法律案は、事業者が事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、道路、ダム、鉄道、発電所等の規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるそれがある事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることとしております。

第二に、事業者が、地方公共団体等から意見を聞いた上で環境影響評価を行い、その結果を環境影響評価準備書として取りまとめ、「これについて、環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を述べることができる」とするとともに、関係都道府県知事が、関係市町村長の意見を聞いた上で、環境の保全の見地からの意見を述べるものとしております。

第三に、事業者が、これらの意見が述べられた後に環境影響評価準備書に検討を加えて作成した環境影響評価書について、免許等を行う者が環境の保全の見地からの意見を述べることとし、事業者に環境影響評価書に検討を加えた上で、所要の補正を行ひ、これを公告・縦覧することとしており、事業者は、免許等を行う者の意見が述べられた後、環境影響評価書に検討を加えた上で、所要の補正を行ひ、これを公告・縦覧することとしておりま

ります。しかし、その後、今日に至るまでアセスの法

環境アセスメントの法制化は、深刻な公害に苦

しみ、自然破壊を経験してきた国民大多数の長年

の願いであります。我が国で最初にアセスの法

案につきまして、平成会を代表して、総理並びに

関係大臣に質問いたします。

環境影響評価法案、いわゆる環境アセスメント法

案につきまして、平成会を代表して、総理並びに

関係大臣に質問いたします。

環境アセスメントの法制化は、深刻な公害に苦

しみ、自然破壊を経験してきた国民大多数の長年

の願いであります。我が国で最初にアセスの法

案につきまして、平成会を代表して、総理並びに

関係大臣に質問いたします。

環境影響評価法案、いわゆる環境アセスメント法

案につきまして、平成会を代表して、総理並びに

化に反対してきた事業官庁も容認したと思われますが、本法案はなお不十分なものであるとの立場から質問するものであります。

法案の内容に入る前に、環境行政に対する総理の基本姿勢について伺いたいと思います。

橋本内閣が標榜する六つの改革の中核が行政改革であり、なかなか省庁の再編問題が大きな注目を集めていますが、現在行われている行政論議では環境の視点がほとんど見受けられず、環境重視の世界の潮流に逆行するものです。

私は、「二十一世紀」を見据えた環境保全型・資源循環型経済社会の構築は、環境行政の一元化を含め環境庁の権限強化を軸に行なうべきであり、環境庁を調整型から監査型へ脱皮させるべきだと考えます、総理の所見をお伺いします。

翻つて、この法案を見た場合、環境庁長官が主体的に関与する場面としては、基本的事項の策定と環境影響評価書に対する意見提出の二カ所だけあります。この法案は、環境庁が主管するものでありますながら、事業官庁が前面に出して環境庁の影が薄いという構図になっており、これでは従来の制度と全く変わりありません。環境庁が他省庁に対し強く物を申せるようにするために、法案の総則の中に環境庁及び環境庁長官の役割を前面に出す規定を設けるべきであると考えますが、総理、いかがですか。

さて、「」としは、六月に国連環境特別総会、二月に地球温暖化防止京都会議、さらに先日、アメリカで橋本総理みずから提案された来年初頭のNGOや途上国代表を集めての東京会議など、これから一年の間に環境問題に関する国際会議が続きます。これらの会議でリーダーシップをとる

べき日本の総理として、今回の法案は世界に誇れるアセス法であるとお考えですか、所見をお伺いします。

統いて、法案の内容について質問いたします。

ことし二月の中央環境審議会の答申で示された現行制度の見直しポイントの第一は、早い段階での環境配慮であります。

早い段階からの環境配慮というのであれば、上位計画や政策の段階でのアセス、いわゆる戦略的環境アセスメントの導入が必要であります。主要

諸国において既に取り組みが始まっているこの戦略的環境アセスについての規定を設けておくべきではないか。環境庁長官の見解をお伺いしたい。

そして、戦略的環境アセスメントの導入に向かって、今後、国が開発にかかる計画、例えば公共

事業計画や政策等を策定するに当たっては、環境影響について評価し公表することを可能なものが、実践していくことを提案したいと思います。

現行制度の見直しポイントの第二は、対象事業の拡大であります。

先月、厚生省は全国のごみ焼却施設に関するダ

イオキシン排出濃度の調査結果を初めて公表しました。それによると、七十二施設の濃度は厚生省

が決めた極めて甘い緊急対策値を超えて、また、全般的な濃度レベルも恒久対策目標値にはほど遠い実態にあることが明らかとなりました。

このように、「ごみ焼却施設などの廃棄物処理施設は重大な環境汚染を引き起こすおそれがある事

業であるにもかかわらず、なぜ最終処分場以外の施設も対象事業としなかったのか、環境庁長官にお伺いしたいと思います。

関連して、この機会にダイオキシン対策についてお伺いしたいと思います。

ロシアが参加して開催された八ヵ国環境大臣会合において、環境汚染の被害を最も受けやすい乳幼児を基準に各国の環境規制を強化することで合意

したと聞いております。

そこで、この合意を受けてダイオキシンに関する基準の見直しを行なう必要はないのか、環境庁長官と厚生大臣にそれをお伺いします。

るよう、知事と市町村長の対応が異なることはよくありますし、そして、何よりも広範な人々から意見を聞くことこそ、アセス制度における重要な原則であるはずです。したがって、このスクリーニング手続についても、市町村長と住民の意見提出の機会を設けることを求めたいと思います

が、環境庁長官の見解をお伺いします。

現行制度の見直しポイントの第三は、評価のあり方の見直しであります。

中環審答申では、複数案の比較検討ができる手

法の導入が適当としています。ところが、法案ではその点が不明確です。一九六九年に世界で最初に環境アセスを法制度化したアメリカにおいては、代替案の検討は環境影響評価書の核心であると位置づけられているのであります。本法案でも、必ず複数案が記載されるようにすべきであると考えますが、環境庁長官の見解をお伺いしたい。

中環審答申では、複数案の比較検討ができる手

通産省は、発電所アセス別枠化の理由として、アセスの結果の工事計画の認可要件化などアセスメント手続の厳格化を挙げておりますが、このことは、言いかえれば、アセス法案の方はそれほど厳格じゃないということになります。もしそうであるならば、アセス法案も電気事業法並みに厳格化すべきであります。そうすれば、中環審答申で留意事項とされた「統一的で、透明性が保たれ、わかりやすい制度」とすることも実現できるのではないかでしょうか。総理並びに通産大臣の見解をお伺いします。

次に、法案と地方自治体のアセス制度の関係について伺います。

地方自治体においては、第三者機関である審査会による審査や公聴会の開催など、今回の法案にないすぐれた手続を有しているところもあります。

現在、都道府県、政令市においては、ほとんどどの団体で条例等によりアセス制度が整備されておりますが、その背景の一つに、長い間、国が法律という形できちんとアセス制度を確立してこなかったことがあると見えます。後から法律をつくって、地方の制度はこれに合わせるというのは、地方分権の時代において問題であります。

また、法案の規定は抽象的なため、具体的にどの地方のどの手続が法律に抵触するのか判然としないという問題もあることから、この際、この規定を改め、地方自治体独自の手続も認められる旨を明確にすべきであると考えます。総理及び環境庁長官の見解をお伺いします。

振り返ってみると、昭和五十九年に定められた閣議アセスは、今回の法案提出までの約十三年

間、一度も見直されることはあります。この間にも先進諸国のアセス制度はアセスの導入など、どんどん進歩をとり、その結果、我が国のアセス制度だけでなく、内容面においても各国にしてとどることになりました。

こうしたことからも、この立法時点は思い切って修正して、現時点で内容で制度をスタートさせた上で動向も踏まえつつ適宜適切に制度のいくという姿勢が大事であります。

戦略的環境
に修正すべき
は、法制面だ
てきてお
せんでした。

まして中であります。次に、質問を二つ環境問題からついて、ここで十点のと考ふて、次に

環境庁及び環境庁長官の役割について御
ります。
環境庁長官は、環境行政を総合的に推進する立
場にあります。
基本的事項を策定し、環境影響評価書に
必要に応じて意見を述べるものであります。
このような役割を適切に果たしていくために
効率的である環境アセスメントが行われるもの
えております。

また、排出抑制策につきましては、現在、関係審議会において検討がなされておりますことから、今後これを踏まえて具体的な措置を早期に講じていきたいと考えております。

次に、アセスメント法案を電気事業法並みに厳格化すべきという御意見をいただきましたが、発電所につきましては、通産省の省議アセス制度による過去二十年間の実績、民間事業者の個別事業を持つという特殊性から、アセス法の手続に加えて手続の各段階で国が関与する等例を電気事業法

次に、環境庁及び環境庁長官の役割について御質問をいただきました。

環境庁長官は、環境行政を総合的に推進する立場から、基本的事項を策定し、環境影響評価書について必要に応じて意見を述べるものであります。このような役割を適切に果たしていく上で十分実効ある環境アセスメントが行われるとのと考えております。

次に、世界に誇ることができる法案であるかとお尋ねがございました。

本法案は、欧米等諸外国の環境影響評価制度の実施状況等を十分調査した上で立案に当たったところであります。スクリーニングやスコーピング等の手続を盛り込むなど、諸外国と比較しても通じのないものであると考えております。

次に、戦略的アセスメントについての御意見をいただきました。

政府の計画について、あるいは政策につきまして環境配慮を行うべきことは、環境基本法に規定されているところであります。今後、中央環境審議会の答申に従い、国際的動向や我が国の現状を踏まえ、政府の計画や政策についてのアセスメントの手続のあり方について検討を進めてまいります。

次に、ダイオキシン対策についての御指摘をいただきました。

この問題は、国民の健康影響を未然に防止するという観点から極めて大事な問題だと認識しております。人への汚染の状況につきましては、現在、関係省庁が連携しながら調査方法の検討を進めております。

また、排出抑制策につきましては、現在、関係審議会において検討がなされておりますことから、今後これを踏まえて具体的な措置を早期に講じていきたいと考えております。

次に、アセスメント法案を電気事業法並みに厳格化すべきという御意見をいただきましたが、発電所につきましては、通産省の省議アセス制度による過去二十年間の実績、民間事業者の個別事業が電力の安定供給という国の施策と強いかかわりを持つという特殊性から、アセス法の手続に加えて手続の各段階で国が関与する特例を電気事業法に設けたものであります。これは、電気事業という事業の特性に即して対応したものでありますて、中央環境審議会の御答申にも沿ったものと考えております。

次に、自治体との関係につきましては、本法案におきまして条例との関係について第六十条に規定をいたしまして、地方公共団体がその意見形成に当たり御指摘のような第三者機関による審査や公聴会の開催などを独自に条例で定められる仕組みとしておりまして、その旨を周知徹底させてまいりたいと考えております。

最後に、法案の修正及び将来の改善についてのお尋ねをいただきました。

本法案は現時点において最善のものと考えておりますが、法施行後、制度の運用状況を真摯に点検しながら、必要に応じて制度の改善についてお検討してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

○國務大臣(石井道子君) 山下議員にお尋ね申し上げます。

戦略的アセスメントについてのお尋ねでござりますが、中央環境審議会の答申においても、なお検討を要する事項が多いことなどの点から今後の課題とされていることございまして、総理の御答弁にありましたように、今後、具体的に検討を進めてまいる所存でございます。

廃棄物処理施設

め、協調して実行していく時代に入つております。アメリカは、デンバー・サミットで、発展途上国に対する公的輸出信用制度に環境保護のための国際的なガイドラインの設定を提案すると伝えられております。我が国も、ODAや企業の海外進出に対して国内の環境アセスメント法の適用を検討していくことを含め、率先して国際的な枠組みや基準づくりに取り組むことが必要ではないでしょうか。橋本総理のお考えをお聞きしたいと思います。

さらに、環境庁長官にお伺いいたします。

十一月の京都会議で我が国は議長国として国際的な責務を果たさなければなりませんが、二〇〇〇年以降もさることながら、二〇〇〇年までの二酸化炭素削減目標を達成することも重要な責務であります。達成困難と言われている状況の中で今後どのように取り組んでいくおつもりなのか、長官の決意と方策をお伺いしたいと思います。

次に、法案の内容について伺います。

環境アセスメントが閣議決定されてから約十三年が経過いたしました。その間、この制度をめぐる状況は国内的にも国際的にも大きく変化をしております。

一つは、多くの自治体が条例または要綱に基づく環境アセス制度を持ち、中には国の制度より先進的と評価される制度を持つところも少なくございません。

一方、他の先進国においては、上位計画の段階から事業の必要性を含めて検討できる戦略的環境アセスに取り組みつつあります。また、

アメリカのフロリダで開かれた先進国環境担当閣僚会議は、今月六日、子供の健康を守る環境サミット宣言を採択して閉幕いたしましたが、環境

上国に対する公的輸出信用制度に環境保護のための国際的なガイドラインの設定を提案すると伝えられております。我が国も、ODAや企業の海外進出に対して国内の環境アセスメント法の適用を検討していくことを含め、率先して国際的な枠組みや基準づくりに取り組むことが必要ではないでしょうか。橋本総理のお考えをお聞きしたいと思います。

さらに、環境庁長官にお伺いいたします。

このように環境をめぐる状況の変化の中で、今回

の法制定によってどこまで実効性あるものにすることができるのか、政令や省令にゆだねた部分

の多いこの法案の運用面を含め、主要な点を確認

したいと思います。

第一に、地方自治体との関係であります。

この法制定が先進的な自治体の制度の後退につ

ながることはないか、また、関係市町村の意見が

都道府県知事の意見はどう反映されるのかにつ

いて担保がないではないかとの懸念が出ておりま

す。特に、第三者審査機関など先進的な制度を持

つところの政令指定都市においては、要望書を出

してその懸念を表明しております。さらに、第一

種事業のスクリーニング手続において関係市町村

は意見が述べられないこと、そして先進的な自治

体の制度と国の手続が逆転してしまう事態が生ま

れかねないなどの指摘がされております。

そこで、環境庁長官にお伺いいたします。

第四に、だれでも意見書の提出ができるようにな

りましたが、事業者から環境アセスにかかるわ

けかねないなどの指摘がされております。

第五に、環境影響評価書に対する長官の意見に

ついてお伺いします。

主務官庁は、環境庁長官意見を勘案して、評価

書についての意見を事業者に対して述べるとされ

ておりますが、この勘案とは尊重するという解釈

で運用されるものと受けとめてよろしいでしょうか。

最後に、この法案は、環境庁長官が主務官庁に

意見を出すという従来からの縦割り行政を崩すこと

ができる、それぞれの主務官庁が審査する基本

姿勢は変わりませんでした。発電所のアセス制度

がその顕著な例でありますし、動燃の事故で国民

の間に不安が高まった放射能の環境影響は科学技

術庁の所掌であって、本法案の対象外にあります。

また、環境庁については行政改革会議でもいろ

いろと議論があると伝えられていますが、私は

環境庁にはより強い権限と指導力の發揮できる機

能が絶対に必要であると考えておりますが、総理

の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

（拍手）

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（橋本龍太郎君） 清水議員にお答えを申上げます。

まず、デンバー・サミット及び国連環境開発特別総会についてのお尋ねをいただきました。

五年前の国連環境開発会議以降の成果を率直に評価し、今後優先的に取り組むべき分野について国際的な合意を得るべく努めますとともに、地球温暖化防止京都会議の成功に向けた強いメッセージを発出すべきこと、また、環境問題を真に解決する上で技術の開発普及、環境教育、啓発の重

要性などについてこの場で訴えてまいりたいと考
えております。

次に、ODA等へのアセス法の適用についての
御意見をいただきましたが、これは他国の管轄下
で行われる事業でありまして、本法の手続を適用
することはできません。しかし、国際協力事業団
や海外経済協力基金が策定しておりますガイドラ
イン等によりまして、引き続き適切な環境配慮が
図られるよう努めていきたいと考えております。

次に、環境に関する国際的な枠組み、基準づく
りをという御意見をいただきました。

我々は、こうしたことも含めまして、地球環境
問題への取り組みについて国際的にリーダーシッ
プをとるなど、その国際的地位にふさわしい役割
を率先して果たしてまいりたいと考えておりま
す。

最後に、環境庁の機能強化についての御意見を
ちょうだいいたしました。

環境问题是、二十一世紀に向け人類最大の共通
の課題であります。今後とも、総合的効果的な
環境政策の推進に努めていくべきことは当然であ
り、これを前提に、中央省庁のあり方につきま
しては行政改革会議で現在さまざまな角度から検
討が行われておりますが、こうした視点は見失わ
ないようにしていきたいと考えております。
残余の質問につきましては、関係大臣から御答
弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣石井道子君登壇 拍手) 清水澄子議員の御質問
にお答え申し上げます。

地球温暖化防止に関するお尋ねでございますけ
れども、二酸化炭素排出量の一〇〇〇年目標達成

はこのままでは非常に厳しい状況でございます。
我が国は、世界第四位の二酸化炭素排出国であり
まして、京都会議議長国として国際合意への積極

的な対応を期待されることを念頭に置きました
て、今後も、温暖化防止のための省エネルギー対
策、新エネルギー対策や低公害車導入等の政府の
施策を推進してまいります。そして、国民総ぐる
みの取り組みを開いたしまして、目標の達成に
向けて最大限の努力をしてまいる所存でございま
す。

次に、自治体との関係についてのお尋ねでございますが、本法案は、準備書前の手続を導入する
など、地方制度と比較しても充実した内容となっ
ているものと認識しておりますが、さらに、御指
摘のような懸念につきましても、地方公共団体の
意見が十分反映され、地域の実情に即したアセス
メントが行われるよう、本法の施行、運用に万全
を期してまいる所存でございます。

次に、戦略的環境アセスメントにつきまして
は、中央環境審議会の答申に従いまして、国際的
動向や我が国の現状を踏まえて、政府の計画や政
策についてのアセスメントの手続等のあり方につ
いて、今後、具体的に検討を進めていく所存でござ
います。

基本的事項についてのお尋ねでございますけれ
ども、御指摘の点も踏まえまして、環境基本法に
対応した評価対象の拡大、環境負荷ができる限り
回避し低減するものであるか否かを評価する視点
の導入、そして、我が国の状況に応じた複数案の
比較検討の導入等が適切に行われるよう定めて

まいりたいと考えております。

本法律案は、放送大学学園が通信衛星による放
送を通じて、放送大学の放送番組の視聴機会を全

情報公開と住民参加についての御質問でござ
いますが、調査結果や基本的なデータなどについ
て、環境影響評価準備書等への記載により公表さ
せ、また、公告・縦覧の方法等について、住民等
の便宜も考えて適正な運用を図ってまいる所存で
ございます。

環境庁長官意見についてのお尋ねでございます
が、この意見は免許等を行う者が意見を述べるに
当たって相当の重みを持って受けとめられるもの
と考えております。環境庁長官の意見形成に際し
ましては、案件に応じてそれぞれの専門家の意見
を聞きつつ、その信頼性が確保されるように努め
てまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたし
ました。

――――――――――――――――――――――――

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 放送大学学園法
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
の議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長清
水嘉与子君。

――――――――――――――――――――――――

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[清水嘉与子君登壇、拍手]

○清水嘉与子君 登壇、拍手

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過
と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、放送大学学園が通信衛星による放
送を通じて、放送大学の放送番組の視聴機会を全

国に提供するため、放送法に規定する委託放送業
務を行なうことができるようになるとともに、放送
法の関係規定の整備を行う等、所要の措置を講じ
ようとするものであります。

委員会におきましては、放送の全国化に対応す
る学習センター等の整備方針、専門分野の拡充等
教育内容の見直し、他大学との連携協力の強化等
の諸問題につきまして質疑が行われましたが、そ
の詳細は会議録によって御承知願いたいと存じま
す。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

――――――――――――――――――――――

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 放送法及び有線
テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長潤
上貞雄君。

――――――――――――――――――――――

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[潤上貞雄君登壇、拍手]

○潤上貞雄君 登壇、拍手

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過
と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、放送大学学園が通信衛星による放
送を通じて、放送大学の放送番組の視聴機会を全

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

- 放送法第二条第三項の五に規定する委託放送業務（前項第一号の業務に係る放送番組を委託して放送させるものに限る。）を行う」とができる。

第四十三条第一項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

第四十四条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第四十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(放送法の一部改正)

3 放送法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条の二」を「第五十条の二—第五十条の四」に改める。

第五十条の二の見出し中「編集等」の「ト」に「に関する通則等の適用」を加え、同条第一項中「及び第六条の二を」、「第六条の一、第五十二条の十三第一項第五号（イからハまでに係る部分に限る。）、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十八、第五十二条の二十及び第五十二条の二十八」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 委託放送業務を行う場合における学園について第三条の二第一項及び第三項、第四条第

一項及び第二項、第六条並びに第五十二条の二十六の規定(次項に規定する場合にあつては、第三条の二第一項及び第三項の規定を除く。)を適用する場合においては、第三条の二第一項及び第三項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、同項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第四条第一項中「した」というとあるのは「委託して行わせたといふ」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならない」とあるのは「委託して行わせなければならない」と、同条第一項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と、第五十二条の二十六中「第五十二条の二十一の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第五十条の三第三項において準用する同条第一項の規定により委託放送業務の廃止の認可をしたとき」と読み替えるものとする。

(放送等の休止及び廃止)
第五十条の三 学園は、郵政大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、運営なくそのままを郵政大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合における当該委託放送業務の廃止又は休止について準用する。

第五十五条第一号中「及び第五十条の二第一項」を削り、「若しくは第四十七条第一項」を「第四十七条第一項若しくは第五十条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第五十八条中「若しくは第四十三条第二項」を「第四十三条第一項」に改め、「及び第五十条の二第二項」を削り、「含む。」の下に「若しくは第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

審査報告書

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年五月十三日

参議院議長 斎藤 十朗殿

通信委員長 潤上 貞雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、視聴障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできる限り多く放送するようしなければならないこととともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役務の料金等に関する制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

實用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帶決議

政府は、本法の施行に当たり次の各項の実施に努めるべきである。

つつ、放送倫理の確立・放送番組の適正向上を通じて、放送に対する視聴者・国民の信頼を確保するため、放送委員会審議機関の機能が十分発揮されるよう努めること。

一、放送の有する社会的機能の重要性を認識し、放送における情報格差の是正を図るため、障害者や高齢者に対する字幕番組・解説番組が大幅に計画的に拡充されるよう、これら番組の普

、放送の有する社会的機能の重要性を認識し、
放送における情報格差の是正を図るため、障害
者や高齢者に対する字幕番組・解説番組が大幅
かつ計画的に拡充されるよう、これら番組の普
及促進のための財政・税制上の支援の充実等総
合的な施策を推進すること。

右決議する。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を
改正する法律案

よつて国会法第八十三條により送付する。

參議院議長 東方朔
衆議院議長 伊藤宗一郎

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じて述べた意見
た答申又は放送事業者に対する意見の内容

二 第四項の規定により講じた措置の内容

第三条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

五 放送事業者は、郵政省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により講じた措置の内容

二 第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他意見の概要

第九条第一項第一号(1)中「送る放送」を「送る多重放送」に改め、同号(2)を削り、同号(3)中「テレビジョン文字多重放送」の下に「(テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る多重放送を)」を加え、同号(3)を同号(2)とする。

第九条の六中「第三条の一の二中「を行う」とあるのは「を委託して行わせる」とを削る。

第五十条の二第一項中「第三条の一の二」を削り、同条第一項中「第三条の一の二第一項及び第三項」を「第三条の二第一項、第三項及び第四項」に、「同項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「第三条の二第一項及び第三項」を「第三条の二第一項、第三項及び第四項」に、「同項」を「同条第三項」に改める。

「(人工衛星の無線局により行われる放送を除く。)」を加え、「その他の提供条件について契約款」を削り、「当該契約款」を「当該料金」に改め、同条第二項中第一号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「、又は」を「若しくは第三項の規定により届け出た料金及び第四項の認可を受けた契約款又は」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送であり、かつ、人工衛星の無線局により行われる放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件(料金を除く。)について契約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約款を変更しようとするときも、同様とする。

5 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものである。」。

官 報 (号 外)

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(放送法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法(以下「旧法」という。)第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約款に定める料金であつて第一条の規定による改正後の放送法(以下「新法」という。)第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約款に定める料金であつて新法第五十二条の四第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約款(料金に係る部分を除く。)は、新法第五十二条の四第四項の規定により認可を受けた契約款とみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧法第五十二条の四第一項の規定による契約款の認可の申請は、新法第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に係るものにあっては同項の規定によりした認可の申請と、同条第三項の規定が適用される料金に係るものにあっては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

6 この法律の施行の際現に電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の規定により旧法第二条第二号の四の超短波放送又は同条第二号の五のテレビジョン放送(以下「超短波放送等」といふ。)をする無線局の免許を受けている者と当該超短波放送等の電波に重複して行う同条第一号の六の多重放送をする無線局の免許を受けている者が同一であるときは、当該多重放送をする無線局の無線設備は、当該超短波放送等をする無線局の無線設備でもあるものとみなし、当該超短波放送等をする無線局に対する電波法第二十一条、第五十三条又は第五十四条の規定の適用については、当該多重放送をする無線局の免許に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力は、当該超短波放送等をする無線局の免許に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力でもあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に電波法の規定により日本放送協会が受けている旧法第三条の二の二のテレビジョン音声多重放送をする無線局の免許は、この法律の施行の日に、その効力を失う。

(罰則に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正

に係るものにあっては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

(平成五年法律第五十四号)の一部を次のよう改訂する。

第一条第一項中「映像を視覚障害者に對して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重複して行われるテレビジョン音声多重放送(同法第三条の二の二に規定するテレビジョン音声多重放送をいふ。)」を削除する。

会の承諾を求めるため、例年なら九年三月末までには提出されるはずであるが、未だ提出されていない。そこで調べてみると、予備費使用的国会承諾案件を、決算と同じく衆参両院に別々に提出するよう求めると具体的な動きが、与党・自由民主党を中心に行われているという情報を得た。

申しますまでもなく、日本国憲法は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行はなければならない。」(第八十三条)、「國費を支出し、又は國が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」(第八十五条)、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」

と事前議決の原則を明らかにしている。そして、予備費制度はこの事前議決の原則の例外として憲法が認めたものであるが、「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならぬ。」(第八十七条第二項)と定めており、これを受けて財政法では、「内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次に常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。」(第三十六条第三項)と規定している。

憲法及び財政法においては、予備費の使用について国会の承諾を求めなければならないとされているにもかかわらず、予備費使用の事後承諾案件を、両院関係のある議案としてではなく、各議院に提出し、各議院が別々に審議し議決すれば足りるとして、これまでの予備費の扱いを変更しようとする動きは、国会の権威と機能を低下させるも

予備費使用の国会承諾に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年四月一十一日

栗原 知子

参議院議長 斎藤 十朗殿

予備費使用の国会承諾に関する質問主意書

平成八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その一)ほか予備費案件が、国

官 報 (号 外)

は、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならぬ。」との憲法第八十七条第二項の規定に基づいて、事後に国会の承諾を得ることが義務付けられているものと理解している。

四について

国会における議案の取扱いに係るお尋ねであり、政府としては答弁を差し控えることとしたいたい。

五について

予備費使用の事後承諾案件の国会への提出については、財政法第三十六条第三項において「次の常会において国会に提出」すべきものと規定している。

この規定の趣旨を踏まえて、できるだけ早い機会に予備費使用の事後承諾案件の審議が可能となるよう、従来から(その1)及び(その2)に区分して提出してきたところである。

官 報 (号外)

平成九年五月十四日 参議院会議録第二十四号

明治
三十五年三月三十日
可日

発行所
虎ノ門二丁目二番四号 東京都港区
大蔵省印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
(本体一冊
配送料一〇〇五円
別冊一円)